

令和4年度第3回特別支援教育連携協議会

日時：令和4年10月31日（月）10:00～12:00

場所：県庁3階 特別会議室 ウェブ（Zoom）併用

1 開 会

2 あいさつ

3 事務局説明

4 協議事項

第3次長野県特別支援教育推進計画 素案について

樋口座長

よろしくお願いたします。オンラインの皆様も音声は届いておりますでしょうか。ありがとうございます。

初めに、この協議会については、個人情報を含む協議事項については非公開といたしますが、その他は公開を原則としたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。御異議がなければ、そのように行ってまいります。

それでは協議に入る前に事務局から説明をいただきたいと思っております。お願いします。

事務局

本日は、昨年度から御検討いただいている第3次特別支援教育推進計画の全体像をお示しし、基本方向に向けた取組になっているか、さらに取り組むべき取組はないか、より伝わりやすい表現はないかといった視点で御意見をいただきたいと思っております。

この後のスケジュールは、本日の御意見や関係機関に意見を聞き原案を作成し、今後、教育委員会定例会に提案していくわけですが、その前に、修正したものをもう一度委員の皆様へ郵送して御意見を伺う予定でおります。

最初に、次期教育振興基本計画との関係についてお願いします。資料1になります。オンラインの皆様には、次期長野県教育振興計画策定に向けた検討状況についてということで、A4のものを1枚入れておりますが、そちらを御覧ください。

先ほどの課長の挨拶にもありましたように、現在、教育振興基本計画を作成しております。その図の中にありますように、現段階において、長野県が目指すべき姿として、「個人と社会のウェルビーイングの実現～一人一人の『好き』や『楽しい』をとことん追求できる『探究県』長野の学び～」となっております。

重点政策の三つ目、「一人の子どもも取り残されない『多様性を包み込む』学びの環境をつくる」とあります。その中に、特別支援教育の充実、一人一人の特性に応じた学びの追求が位置づいております。

続いて、資料2の説明をさせていただきます。表紙に「I 小・中学校における特別支援教育の充実」

となっているカラー印刷の冊子を御覧ください。前回お示しした資料に、委員の皆様からの主な御意見を赤字で追記させていただきました。

いただいた御意見も踏まえ、次のページに推進計画の骨子案をお示ししてあります。いただいた主な御意見の後の数字は、その骨子案の項目とリンクするように作らせていただきました。

小・中学校、高等学校、特別支援学校、地域連携、それぞれの項立てごとに骨子案を作成しましたので御覧ください。なお、特別支援教育コーディネーターの専任化につきましては、国の定数改善が必要であることから、県としても国に対して要望しており、今後も継続して要望をしていく予定です。そのため、特別支援教育コーディネーターの専任化については、今回の推進計画に明記はしておりませんので御承知おきください。高校においても御意見がありましたと同様に明記しておりません。

また、人的配置についても、予算に関わることなので反映しておりませんので御承知おきください。

続きまして、資料3、特別支援教育の推進計画素案を御覧ください。先ほどの骨子案を肉づけし、次期振興計画の全体像をお示ししたものが、資料3、特別推進計画の素案になります。本日は、主にこの素案を基に御意見をいただきたいと思っております。

1ページ目を御覧ください。前回お示ししたとおり、現行の推進計画の目指すべき基本方向を継続し、「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し共に学び合うインクルーシブな教育」を基本方向としたいと考えております。次期教育振興基本計画の動向も踏まえながら、この基本方向は変わらないのですが、このページに書く内容については、今後さらに検討を重ねていきたいと考えております。前回、御意見いただいた構想図についてですが、今のところまだできておりません。今後検討していく予定であります。基本方向の思いが十分に伝わっているか、御意見をいただきたいと思っております。

続いて3ページ目から、目指す姿、今までに明らかになった現状と課題を基に取組の方向性についてお示ししました。まず、小・中学校についてです。小・中学校については大きく三つの柱を考えました。

一つ目は、「発達障がい等がある児童生徒が安心して学べる学級づくり」ということで、(1)一つ目の黒ポツ、通常の学級担任が個々の特性を簡便に把握できるアセスメント方法と、それを活用した支援について、学びの改革支援課と共に研究・発信していきたいと考えております。(2)一つ目の黒ポツ、発達障がいのある児童生徒への支援として、ICTに関わる研究・発信も考えております。(3)共生社会の実現につながる交流及び共同学習についてですが、特別支援学級の児童生徒の通常の学級における交流及び共同学習や副学籍についてはここに位置づけました。

大きな柱の二つ目、「必要に応じて適切な支援が受けられる『連続性のある多様な学びの場』の整備」になります。次のページを御覧ください。(1)まず、通級指導教室ですが、通級指導教室の適切な配置やサテライト教室の設備を推進するとともに、通級指導教室における自立活動の指導力の向上も充実させていきたいと考えます。(2)特別支援学級においても、同じく自立活動の指導力向上のため、特別支援学校の自立活動担当教員による巡回支援や研修の充実を図りたいと考えます。(3)入院児童生徒への教育保障についてここに位置づけました。

三つ目の柱、「学校全体がチームで支援していくための体制づくり」です。(1)校内支援教育委員会の機能向上についてですが、適切な学びの場のガイドラインを有効活用し、適切な学びの場の検討手順や教育課程の理解を深めたいと考えます。(2)特別支援教育支援員の効果的活用については、現在作成中のリーフレット、もしくは小冊子を活用していきたいと考えております。続いて(3)地域連携では、教育委員会だけではなく、障がい者支援課、次世代サポート課とも連携しながらネットワークを構築し、相談支援の充実を図りたいと考えております。

高等学校に行きます。高等学校も大きく三つの柱で考えました。まず一つ目は、「特別支援教育に係る支援の向上力」です。(1)全ての教員の特別支援教育に係る理解と支援力向上のために、外部人材の力も借りて、実践的・体験的な研修の充実を図りたいと考えます。(2)支援を必要とする生徒への

合理的配慮の提供ですが、高校入試、入学後の支援について提供できるようにしたいと考えております。

(3) 学校解決力の向上については、9ページの三つ目のポツにあるように、「高校における特別支援教育の在り方検討ワーキングチーム」を立ち上げて、特別支援教育課だけでなく、高校教育課、学びの改革支援課、心の支援課等、関係機関で協力して取り組みたいと考えております。

二つ目の柱は、「多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの整備」です。(1) 中学からの引継ぎについては、中学校までの支援を確実に引き継げるようなマニュアルの作成を考えております。(2) 通級による指導については、ニーズに応じた設置の検討と計画的な設置を行っていききたいと考えております。(3) 特別支援学校分教室との連携も、交流はもちろん、教育資源や教員の専門性を生かした学習の向上を図りたいと考えます。

三つ目の柱は、「卒業後を見据えた進路先との連携や地域の多様な支援機関との連携強化」です。こちらも、特別支援学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部人材との連携が強化できるよう、関係課とも協力したいと思います。

次に、特別支援学校は大きく四つの柱を考えました。まず一つ目は、「特別支援学校の教育環境の改善」です。13ページをご覧ください。(1)は、長野県特別支援学校整備基本方針に基づく、長期的な視点に立った改築等。(2)は、中長期修繕・改修計画に基づく応急的な視点に立った修繕・改修と、現行の推進計画と比べて環境整備について厚く記述しました。(3)地域と共生する学校の実現のための整備、(4)感染症対策、(5)教員の働き方改革をここに位置づけました。

続いて二つ目の柱です。「多様な教育的ニーズに対応する専門性の更なる強化」についてです。15ページを御覧ください。(1) 自立活動等のさらなる充実と専門性の向上ですが、二つ目のポツ、各校に編成された専門性サポートチームの機能を強化するため、ICTや行動支援、教育相談等の分野別リーダーを配置し、各校の相談支援や研修の充実を図ります。その下を御覧いただきたいのですが、ICT、医療的ケアに関わること、寄宿舎指導員の支援力向上等も挙げさせていただきました。(2) 外部人材の配置・活用についても、多様な障がいの状態に応じた指導や生活支援の充実のため、検討を行っていききたいと思っております。

三つ目は「卒業後の多様な自立につながるキャリア教育・交流及び共同学習・生涯学習の充実」です。

(1) 地域との連携ということで、三つ目のポツ、安全・防災教育についても外部と連携しながら進めていきます。(2) 希望する進路の実現ということで、労働雇用課、障がい者支援課等とも協力して、在学中からのネットワークづくりと丁寧な移行支援を進めます。次のページの(3) 副学籍、交流提携校との交流及び共同学習についても、インクルーシブな教育を進める上で大切な機会として位置づけました。(4) 障がいを持つ子どもたちも、生涯にわたって社会とのつながりをつくるために、文化財生涯学習課、障がい者支援課、観光誘客課とも連携していききたいと考えます。

四つ目の柱は「インクルーシブな教育を支えるセンター的機能の充実」です。(1) の一つ目のポツ、特別支援学級への巡回支援、四つ目のポツ、特別支援学校でのICTや行動支援等の研究成果や実践事例について、小・中・高へ発信したいと考えます。(2) 視覚障がい、聴覚障がいを中心に、早期支援の充実も引き続き考えています。

それでは次のページの「共生社会づくりに向けた地域における連携や教育支援の充実」についてお願いします。大きく三つの柱で考えました。一つ目は、「地域連携による支援の充実」です。(1) 医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化については、そこにあるように、特別支援教育課以外の庁内関係課とも連携しながら、子どもたちの支援体制が強化できるようにしていきたいと考えます。(2) 前回の会議でも話題になりましたが、ライフステージの接続時、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用できるようにしていきたいと考えます。(3) 地域とつながるという視点で、生涯学習について、ここに再掲させていただいております。

大きな柱の二つ目、「就学相談・教育支援の機能強化支援」です。次のページに行っていただいて、(1) 教育的ニーズに最も適した就学先を支える取組として、特別支援教育推進員による市町村支援を継続するとともに、(2) 学びの場の見直しについても、適切な学びの場のガイドラインを活用したり、全県規模での会議において好事例を発信したいと考えます。

最後に三つ目、「共生社会の実現に向けた理解啓発の促進」についてです。(1) 共生社会に向けた理解啓発活動についてですが、現在実施しているものを中心に挙げさせていただきました。(2) 地域の中で共に育つ機会の促進については、文化財・生涯学習課、障がい者支援課とも連携し、学校だけでなく地域との交流機会が増えるようにしていきたいと考えます。

以上、資料の説明は終わりにしたいと思いますが、最初に申しましたとおり、全体を通して取組の方向性に向けた施策案としてどうなのか。さらに、今までの経過を踏まえ不足している視点はないか、より分かりやすい表現はないかといったような点で御意見をいただけるとありがたいと思います。事務局の説明は以上になります。

樋口座長

それでは、ただいまの説明について御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、協議の中で質問についても適宜出していきたいと思えます。

では、事務局から御提案があった次期特別支援教育推進計画素案につきまして御意見をいただきたいと思えます。限られた時間、かつオンライン併用の会議ですので、1人2分程度の端的な御発言に御協力をお願いします。

オンラインで発言される方は、リアクションボタンを押して挙手をお願いします。指名後、ミュートを外して御発言ください。なお、私が気づかない可能性もありますので、その場合には声を出していただけるとありがたいと思えます。

確認ですけれども、こちらの資料3が県民の皆様公開していく計画の基になっていく、つまり、一般の方々にも分かりやすいということについても御意見をいただきたいということでよろしいでしょうか。よろしいですね。分かりました。そういうことでお願いしたいと思えます。

最初に、基本方向ということで素案の1ページ、2ページの部分で御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

米倉委員

基本方向の案についてお願いします。基本方向として、「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し共に学び合うインクルーシブな教育を継続していく」と書かれていますが、第2次の計画でどこまで達成ができたのかということをしっかり総括しておくことが必要だと感じています。

二つ目のまとまりの部分について、現状の認識が書かれているのかなと思うのですが、子どもや学校が社会から求められている部分のみが記載されていると思えます。これではやはり不十分だろうと思えます。子どもの貧困やヤングケアラーの問題、ジェンダーの多様性とか外国にルーツを持つ子どもたちなど、子どもたちを取り巻く複雑な社会のありようを出発点にせず次期推進計画はつukれないのではないかと感じています。

とりわけ、先日も大きく報道されていた小・中学校での不登校が過去最多を更新したという点について、障がいの有無にかかわらず誰も排除されないというインクルーシブの考え方と逆行するような現状が実際にあると感じています。

今回のこの素案全体を通してということにもなるのですが、社会が子どもや学校に求める力、教育について記載はされているものの、発達の主体である子どもたちの視点に立った記載というものが抜け落

ちていると感じています。

また、学校に求められることとして、ICT等を活用した個別最適な学びと協働的な学びのみがここでは挙げられていますが、これは次期振興基本計画に沿ったもので、特別支援教育として大事にすべき点はこれだけではないと考えます。ICTはあくまで一つのツールであると思っっているのですが、素案全体を通して、ことさらに強調されている点も不適切だと感じます。

特別支援教育において、子どもたちの発達段階を適切に捉えて、その発達課題に応じた豊かな教育実践を展開する専門性といったものを教員が高めていくこと。また、それを支える人的配置や学習環境の改善など、教育条件整備をしっかりと進めていくこと。こういったことをなくして、基本方向にある「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し」といった部分の実現は不可能ではないかと考えます。

推進計画の根幹をなす部分である基本方向について、まずは子ども目線での現状認識をしっかりと記載をしていただきたい。それを受けて、長野県として大事にすべき教育の在り方についてしっかりと検討していただいて記載をしていただければと思います。

樋口座長

今の御意見の中で、まず、重要なところとして、前回の推進計画のところで総括がどの程度されていくのかということにつきまして、事務局から何かございますでしょうか。

事務局

現時点での案を出してございまして、今、米倉さんからいただいた意見については今後検討していきたいと思っいます。現時点では表記できておりません。

樋口座長

ありがとうございました。今後、検討して反映させていきたいということだと思っいます。

片桐委員

基本方針案の「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し共に学び合うインクルーシブな教育」ということは、趣旨とするとこのとおりで思っのですが、全体を見ながら改めて捉えたときに、「すべて」という言葉が自分にはちょっと気になりはじめています。当然全てですけれども、例えば、次期長野県教育振興基本計画の中の目指す姿の文言とすると「一人一人」となっているのですけれども、全てという言葉の持つ印象が、ことさら全体が丸くされてしまうような、逆に趣旨と違うようなイメージに捉えていかれないかというような印象を持っています。

むしろ長野県の教育振興基本計画の目指す姿の中にあるような「一人一人の子どもが持てる力を」という形で、個々の在り方に言及するような表現にしたほうがいいのかという印象を今は持っています。いかがでしょうか。

樋口座長

私は、これ読んだときに、恐らく「インクルーシブな教育」というのが、障がいのある子どもだけではなくて障がいのない子どもたちへの学びも保障するものだという長野県独自の言葉の使い方を説明したかったのかなと解釈したのですが、また検討していただくということで。

永松委員

県民向けの文章ということで私も見せていただいたのですが、気づいたところを何点か。

まず、これはなかなか難しいところですが、段落が多いというか行替えがあまりに多くて、通常だと三つの段落で構成されるべき基本方向かなと思います。逆に小刻みにしたほうが皆さんに読んでいただくときに読みやすいという意見もあるかなと思ったので、ここは事務局の意見を尊重したいと思いますが、それが一つ、目につきました。

それと言葉をチェックしていったときに、広く一般の人たちに意味がすぐ分かるかなというのが障がいの社会モデルです。ウェルビーイングについては、前回の意見を受けて注釈をつけていただいたのですが、様々な困難さが個人や障がいに起因するのではなくて、環境との関連の中で、関係の中でという意味合いで、この障がいの社会モデルが使われていると思うのですが、ここも補足説明が必要なのではないかと思います。

あとは、この文章が権利条約からスタートしていることを考えると、障がいの社会モデルを前提として、やはり合理的配慮の理解と提供を社会に求めるということもキーワードになり得るんじゃないかと感じました。ここは限られた文面の中での表現になるとと思いますので、キーワードを入れ込めば入れ込むだけ分かりにくくなるかと思うので、ここも御検討いただければなど。

それと、幾つか単語レベルで気にかかったところもありました。ちょうどこの文章の真ん中ぐらいになります。 「多様な子どもたちがその子なりの力」の「何々なり」というのは、必ずしもいい表現としてのみ使われる言葉ではないので、さっき片桐委員がおっしゃったように、「多様な子どもたちが一人一人の力を最大限」でもいいのかなど。

「その子なり」となると、学力で言うと、高い子は高い子なりに、低い子は低い子なりにというようにちょっとネガティブなイメージも入ってくるのかなと思いました。

それと、最後の4行のところで、これも単語レベルの問題です。「学校や社会に求められているニーズも踏まえ」の「ニーズ」というのは、恐らく要望とか要求という意味合いで使われているかと思いますが、特別支援の中では必要性という意味合いでニーズを使う言葉も多いので、「特別な教育ニーズ」というのは特別な教育の要望ではなくて、支援の必要性という日本語に対応して使われていると思うので、このニーズはどちらなのかとちょっと違和感を持ちます。細かいところばかりですみません。

樋口座長

その業界にどっぷり浸かっていると、だんだん世間の常識が分からなくなってくるということもありますので、一般の方々がかどのように受け止めるのかという視点は大切なものかと思います。

それでは、申し訳ありませんが時間となっておりますので、次の話題に進みたいと思います。3ページから始まる小・中学校についてのところはいかがでしょうか。3ページから7ページまでです。御意見がありましたら挙手をお願いします。

樋口座長

今見たところ、早く手を挙げていらしたのは米倉委員ですか。米倉委員、片桐委員、松嶋委員の順でお願いします。それから、その次に赤塚委員ですね。

米倉委員

3ページの目指す姿で書かれている「すべての学級において」という部分ですけれども、現在の30人規模学級で担任1人の力では、かなり困難な状況があるのではないかなと考えます。

冒頭で触れた不登校の増加や特別支援学級の在籍率、通級利用者の増加という部分について、通常学級における教育の抜本的な改善が必要だということの表れだと考えています。きめ細やかな支援をするためには、小・中学校の少人数学級を実現することこそ必要なことではないかと感じています。

校内の支援力を向上させるために、特別支援教育コーディネーターの役割は非常に大きいと思います。冒頭のところで事務局から、予算に関わることなので記載がないということでしたけれども、ここに書かれている複数指名では、役割分担や打合せなど負担がむしろ増えてしまうといった声も聞いていて、やはり専任化が必要であるだろうと考えます。予算に関わる部分だと思うのですが、他県の状況を調査・研究するなど、県教委として踏み込んだ姿勢を示していただければありがたいなと思います。

それから、特別支援教育コーディネーターについては専任化、それから定数化も必要なことだと思います。学級数に応じて専任で複数配置するというのも、この先検討していくべき課題かと思います。

コーディネーターについては、第2次計画ではマネジメントリーダーといった記載があったものの、第3次の計画の素案だけを見ると、かなり後退してしまっているように捉えられるので、もう少し改善の方向で記載をお願いできればと思います。

それから、2の連続性のある多様な学びの場については、ニーズのある子どもたちが通う全ての学校に通級を設置すること、特別支援学級については障がい種に応じて一人でも学級を開設すること、こういったことなくして学びの場の整備が十分であるとは言えないかと思います。必要な学びの場の整備を着実に進められるように記載をしていただきたいと思います。

最後になりますが、支援や専門性の向上について、ICTの活用や自立活動の充実といった記載に終始していると感じます。子どもの発達課題を捉える力ですとか、学習内容も生活単元学習など、多様な教育活動を充実させるといったことで、一面的・限定的ではなく、豊かな教育実践が行われるような記載の修正が必要かと感じます。

片桐委員

1点目は、先ほど言った「すべて」と「一人一人」のことですけれども、3ページの(1)の三つ目のポツにある「すべての児童生徒がわかる・できる授業づくり」ということで、どうしても「すべて」という文言が、全体を一色に取りまとめられてしまっているような印象を逆に与えるような気がしていて、子どもに関する部分については、「すべて」というより、やはり「一人一人」というほうが、違いに関わるような焦点化ができるんじゃないかと思います。

もう一点、どこにということではないのですが、先ほど事務局からもお話があったように、かなり予算化に関わるようなところは書きづらいところがあると。教員自体の専門性という点で見ると、やはり研修や支援も連携が中心になっている、これはなかなか難しいところだなと思います。

新たな踏み込みをしていくためには、先ほどの米倉委員からも人員が必要であるという話がありましたが、そういった点にはなかなか触れられないのかなと思います。1点だけお願いしたいのは、特別支援学級の先生方の専門性の向上というところについて、研修ということもありますけれども、18ページの特別支援学校の教育相談の担当の人材育成について見ると、モデル研究とか育成プログラムに言及をされています。今、一つのポイントとして、やはり特別支援学級の専門性を高めていくというところがあるとすると、例えば、こうした部分での人材の発掘であるとか育成のモデル、やはり育成プログラムといったような、地域で中心になりリードしていただくような方の育成については少し踏み込んだ進め方が必要かなということ、そんなことの検討の記述が入ればと感じました。

松嶋委員

一つは表記、伝え方に関わる場所ではあるのですが、取組の方向性のところで、例えば、1の(1)の一番下の黒ポツで言うと、学校訪問時に周知していくというような伝え方であったり、いろいろなところに情報を発信していくというような記述が、以下にもたくさん出てきます。

例えば、第2次の計画から、ある程度、継続・発展してきているような取組等については、やはり一

歩踏み込んで発信し、そしてどうするのかというところまで出していくことができないかどうか。

例えば、発信することによって授業改善を図るであるとか、支援体制の充実につなげるであるとか、周知発信することを通して、その後どういうふうに進んでいくのかというところで、第3次としては一歩進めていくことが可能なものについては、そのように踏み込んでいけばいいのではないかと考えました。

それから、人的な配置等については、最初に事務局からお話のあった状況があるかと思うのですが、例えば4ページの(3)の二つ目のポツの副学籍コーディネーター等のことについては、非常に機能を強化していくことが今後求められるところだとは思いますが、ここにあるような記述からさらにというと、人的配置には触れないにしても、副学籍コーディネーターの機能や取組というものをより充実させていくというようなことは必要とされていることではないかと思うと、そういうような部分について、何かいい示し方があるとありがたいかなと思っています。

最後にもう一つは、小・中学校において、通常学級、特別支援学級等の支援を充実させていくというようなことで様々な研修等が示されてきていますが、その研修されたものが、どのようにこの第3次の中でしっかり行われていくか、位置づいていくかということを確認していくということは、やはり大事なのではないかと思います。

研修をたくさん開くときに、研修されたことが実際にどのように各学校で行われるかというところ、その後が大事なのではないかなと思います。例えば、教育事務所の指導主事の訪問等ということも今回触れられていますが、これについて、各事務所の特別支援教育担当だけでなく、今回、関係する各課がどう連携していくかということも差し込んでいただいております。例えば、学びの改革支援課がどのようにこの特別支援教育にしっかり関わってくるかというようなことも今後大事ではないかと。

通常学級や特別支援学級、通級での指導の充実というときに、教科の指導主事がいかに特別支援教育をしっかり理解して支援していけるかということも大事になると思うと、やはりそういうところの機能を充実させていくということも必要になるのではないかと感じています。

赤塚委員

私は非常にピンポイントのところなのですが、5ページの(2)特別支援学級の充実に関して、個人的な考えを述べさせてもらいたいと思います。

一つ目の黒ポツで、今まで意見も出してきましたけれども、「『自立活動』の指導力向上のため」と明記していただいたのは、とてもありがたいなと思っています。反面、この表記で、十分、県内の特別支援学級の担任の先生方が、何のために自立活動が必要なのかとか、そういう具体的な部分がかかるかどうか。それから、逆に特別支援学校のそれぞれの巡回相談支援を実施する方々にとっても、一貫性を持って巡回支援ができるのかどうかというようなところが、もう少し具体的な角度づけをしたような記載にしていいただければと思っています。

具体的には、県で平成31年につくられた『特別支援教育学習指導要領サポートブック』という自立活動の内容についてとても詳しく書かれたものがありますので、例えば、これを活用してというような文言を入れていただくとか、もっと突っ込んで言えば、自立活動の個別の指導計画の作成という言葉も入れていただくようなことがあってもいいのかなと考えています。

それとともに、この前、片山委員からも御意見があったと思うのですが、特別支援学級における自立活動の重要性について、やはり特別支援学級の担任だけが分かっている、なかなかうまくいかない部分があると思います。

そのページの(1)の下から二つ目のポツです。特別支援学級で身につけた力を生かして、通級でその力をさらにつけていきながら、通常学級に学びの場を移していけるようなということも考えたりして

いくと、やはり管理職の先生方にも自立活動の重要性というのは十分認識していただく必要があると思いますし、通常の学級の先生方にも知っていただく必要があると思いますので、そういうような理解・啓発というところも考えていただければありがたいと思います。

県内の特別支援学級で、自立活動が専門的に今まで以上に行われるようになっていくことで、中にはその専門性を非常に高めて、すぐに通級指導教室の担当教員ができるような力を身につけられる先生も出てくるんじゃないかと感じていて、そのように考えると、この事業というのは今後とても大事になってくるのではないかと考えて、以上のような意見を述べさせていただきました。

大井委員

細かいところですけども、5ページの取組の方向性の(1)の下から2番目のポツです。これは私の感じ方の問題かもしれないのですが、この「特別支援学級で身につけた力を生かし、通級による指導を受けながら通常の学級に学びの場を移して学ぶことができるように」という文言なのですけども、このとおりと言えどこのとおりなのですが、何だか特別支援学級が一番下で、だんだんに段階を上げて通常学級みたいなイメージに取れるというか。それぞれのところで、適切な学びの場が合っていれば、そこにいて力をつけていくということについて言えば等しいというか、段階とかはないような気がします。文章の問題だけだと思うのですが、もう少しそういうニュアンスが伝わるといいなというか。

一般の方が読むと、特別支援学級から力をつけて上がっていかねばいけないというような印象がこの文章からしてしまっていて、そういう意図ではないと思うのですが、やはり個別の指導がどうしても必要な子もいますし、その子たちが通常の学級で集団のルールを学ぶみたいなことも両方必要ではないかなと感じています。そのように感じてしまうのは私だけかもしれませんが、そんなところですよ。

永松委員

1点目、小・中学校における特別支援教育の充実というのが、基本的な方向と関連させて考えると、第一に義務教育全体についての特別支援教育というのは理にかなっているかなとまずは思いました。

ただし、全体を読んだ印象だと非常に発達障がいという言葉が前面に出てきていて、適正な就学の原則から言うと、視覚障がい、聴覚障がいを含めて障がいのある全体の子どもが原則通常の学級という制度があると思います。4ページの一番上に、唯一ここで視覚障がいや聴覚障がいが出てきているのですが、これをもうちょっと前に持ってこないか、通常の学校は発達障がいの子どもの特別支援教育しかないのかと思われかねないので、それは出し方の問題かなと思いました。

あともう一つは、通常の学校も特別支援学級を含めて考えると、当然ながら知的障がいの子どもたちもたくさんいるので、何でここに知的障がいが入っていないのか。ちょっとその辺のバランスがあるかなと思いました。

次に、5ページの入院児童生徒等へのという(3)の部分です。これは私の知識が古くて、最新のことは樋口さんに聞いたほうがいいかもしれませんが、入院児童生徒の教育保障問題というのは、恐らく学籍の移動を待たずして支援が開始できる、教育が開始できるというところが、過去10年、15年の大きな論点だったかと思います。それを考えると、病弱の特別支援学校の制度的弾力性の問題というのが一番強かったように思います。

入院時の学習支援、あるいは復学に向けた相談支援の充実というのも、確かにもともと在籍していた学級の支援というのも非常に重要ですので、ここに入ることの問題はないと思いますが、ここに入るのであれば、教育保障体制の問題は特別支援学校でも触れておかないと、ちょっとバランスが悪いのかなと思います。

最後は細かいところですよ。文中に「教育的ニーズ」と「教育ニーズ」が混在していますので、ここは

統一しておいたほうが良いと思います。

樋口座長

まだ御意見があると思いますので、こちらの意見記入用紙、あるいはメール等で事務局に送っていただけるとありがたいと思います。

城田先生は小学校の校長先生でいらっしゃいますので、よろしく申し上げます。端的に申し上げます。

城田委員

通級指導教室のある学校の現場として思うところですが、通常学級と通級の連携というのは本当にずっと課題ではあります。ただし、簡単ではないというのが実際のところで、通級の授業を見に行くゆとりがあるはずがなく、それから通級も、個別、あるいは小グループであったとしても、見られることが苦手な子どもたちもいる現状を考えると、連携以前に、まず何をしているのかというのが、文言や言葉としては何となく入るものの、実際の指導内容は全く分からない職員が多いかもしれないと、設置校においても思わざるを得ないのです。

なので、このモデルの示し方という中にも含まれてくるとは思いますが、例えば、映像的にこんな指導を誰さんにしていますというように、すごく多岐にわたる指導になるとと思いますので、そんなところから連携として、こんな指導を教室のここに持ち込んだというような本当に分かりやすいものが必要になるのかなど。

特に下伊那は地域的にも通級教室を簡単に受けられないところでもありますので、モデルの示し方以前に、挙げていき方が大事かなというのをいつも感じております。

樋口座長

では、申し訳ありません。御意見は、意見記入用紙、あるいはメールで事務局に届くように申し上げます。

続きまして、高等学校についてはいかがでしょうか。8ページになるとと思います。御意見がありましたら挙手をお願いします。

では、米倉委員。いつも早く反応していただきありがとうございます。

米倉委員

8ページの目指す姿のところについてですが、「すべての高等学校教員が」というところから始まる文章ですが、「多様な生徒を包み込む支援方法を身につけており」ということで、とても高い目標だなと感じます。

特別支援学級を卒業した7割の生徒たちが高校に進学をしているという現状も書かれていますが、そういった現状を見ても、小・中学校同様に高校についても少人数学級ということを進めない限りは、この全ての生徒に適切な支援ということは不可能ではないかなと感じます。

高校の再編・整備計画の中で、通信制や定時制など、これまで小規模校だったからこそ生徒が安心して学んでいた学校も統合されていくというような話も聞いています。高校教育課とも連携をして、一人一人のニーズに対応できる学級規模への改善が必要だと考えます。

また、県内3校で行われている通級についてです。今後の計画的な設置に向けた全県のニーズというものは把握されているのでしょうか。丁寧な実態把握がやはり必要だと思います。それに応じて通級の増設や、あわせて予算に関わる部分ですが、通級担当教員、特別支援教育コーディネーター、就労コーディネーターなど、必要な職員の専任配置、必要な人的配置がどうしても不可欠であろうと思いますの

で、可能な記載をお願いできればと思います。

さらにつけ加える観点として、現在、中学校に医ケアが必要な生徒が入学していると思います。高校へも進学をしていくと思いますけれども、高校現場で医ケアに対応できるように整備を進めることが必要だと思います。看護師やスクールソーシャルワーカー、各分野の専門職を配置するという事も併せて検討していく必要があるんじゃないかと思っています。

最後に、中学校からの支援情報の引継ぎということで、とても重要な課題だなと思います。担当が特別支援教育課のみとなっていますが、義務教育課や高校教育課など関係課と連携して、引継ぎがうまくいかない原因がどこにあるのかといった部分などの課題の原因や解決に向けた取組をしっかりと検討していただいて、具体的に記載していただく必要があるかと思っています。

樋口座長

国の制度が変わらないと、定員や教員配置といったことはなかなか難しいところもあると思いますが、県として求めていきたいというところは明らかにしてほしいということかと思っています。

赤塚委員

今、米倉委員の御発言と重なる部分もありますけれども、現在、長野県の高等学校で行われている通級による指導は、私の認識だと、高校2年時からの通級による利用が大部分ではないかと認識しております。一つの高等学校の通級による指導の課題として、入学時からの通級による指導の利用が非常に大きな課題になっていると思います。

その原因は、一つは、先ほどの9ページの(1)にあります中学校との引継ぎの関係もありますけれども、もう一つは、高等学校の教育課程の関係、それからさらに1年時から通級による指導を開始するとなりますと、そのための通級担当者の中学校との連携の業務が増えたり、1年時から通級利用の生徒の数も増えます。

現状で、ある高等学校では、来年度14名ぐらいの生徒が通級の利用を希望されているというような話を聞きました。その上に1年生も利用するというようなことを考えると、場合によっては20名を超えるような通級の利用を1人の担当者の先生でやっていかなければいけないという形になっていきます。

担当者の複数配置とか、そういうことではなくて、そういう課題があるというところを9ページの(2)の設置の検討という言葉だけではなくて、その辺の課題の把握、それから運用の検討、そういうようなことも含めて入れていただくとありがたいなと思います。

もう一点お願いしたいのですが、「すべての教員の特別支援教育に係る理解」と8ページの(1)に挙げられています。これに対して、外部人材を活用したというふうにもどうしても高等学校の場合ならざるを得ない実情もあるわけですが、やはりそれぞれの高等学校のコーディネーターの先生方の力を少しずつ高めていったり、共通性のある校内研修を実施できるようにするための指針のようなものが必要ではないかなと考えています。

樋口座長

ほかに高等学校でいかがでしょうか。

片山委員

資料の中で、何回か特別支援学級の約7割が高校に進学しているという事実が示されています。このことについて、もうゴールに入ったみたいな言われ方をすると非常に困るのですが、中身をよく

検討していただきたいし、特別支援学級を卒業した生徒の多くが進路について非常に苦しんでいる実態があると思います。

そして、多くの子どもたちが高校とは言っても定時制や通信制、あるいは広域通信制になると非常に行く末が見えないし、それからプレ支援シートなどの確実な引継ぎといっても、広域通信制になると本当に1枚学校からはぴらっと調査書を出すだけで合格していく。そして進路がよく見えなくなっていくという実態があります。

合理的配慮の提供ということについて、8ページの(2)に書いていただいているのですが、長野県として、長野県教育委員会として把握できる高校教育課で、どのように高校生に対する合理的な配慮をお考えになっているのか、もっと明らかで具体的にしてもらわないと、障がいがありながら高校で学びたいと願っている子どもたちが、どんどん見えない、見えないという言い方はとても言葉がよくないので、簡単に入学ができる広域通信制等の進路を選び、十分に中学校との連携がなされないままに、自立的に学ばないとどんどん振り落とされていってしまうようなところに行ってしまうのではないかと非常に危惧しております。

合理的な配慮、特に県立の高等学校においては、通級指導教室、あるいは通級指導教室がない学校においても、合理的な配慮がどのようになされているのか具体的な発信をしていただきたいし、御支援をいただきたいなと思っています。

竹内委員

2点お願いします。1点目ですが、9ページの一番上のほうに、「高等学校地区特別支援教育協議会」という記載があります。恐らく、各圏域で特別支援教育のコーディネーター、担当になっている先生方の会合の名称かと思いますが、先日、私も圏域の高校の先生方との協議会に参加させていただきました。中学校も高校もお互いに情報がほしい、いろいろ考えていきたいということで、同じ方向を向いているかなと感じました。

このページの2番の項目になるのですが、取組の方向性1のところにあります連携の仕方とか、そういったところがこの協議会でどんどん具体的にこれからなっていく、話題になっていくといいのかなとも思いました。この協議会などの充実・発展というのが今後のところで必要なのかなと思っています。それが1点目です。

2点目に、1ページ戻りまして8ページのところの(2)です。入試での合理的配慮の提供等というのは、これからずっといろいろなところで話題に挙がってくるだろうと思うのですが、確かに個々に応じて、それぞれのニーズも違えば、力が発揮できる状況も違います。一概に発信というのは難しいなということも分かっているつもりですし、そうなのだろうなと思います。ただ、何らかの形でいろいろ発信をすることで、子どもたち、また保護者の方が、将来に向けての希望を持てるというか、そういったものを持って高校入試、高校生活への夢を抱いていけるのかなと思います。やっぱり配慮の提供というところにとどまらず、それを発信する。

似たようなことを言いますと、不登校の生徒さんたちを中心に情報発信をしている高等学校の説明会も県下で行われているわけですが、今回、残念ながら北信の地域では開催されません。

いろいろな事情があると思うのですが、そういったいろいろな子どもたちのニーズに応えられる発信を長野県でどんどんやっていただいて、やはり長野県教育振興基本計画にあります一人一人の好きや楽しいをとことん追求できる探究県、夢を持って学校へ行こうと思えるような長野県になっていくといいのかなと感じています。

松嶋委員

高等学校での特別支援教育を推進する上で、拠点的な学校が必要ではないかということは前回の会議の中でも出ていたかと思います。その点で、9ページ10ページのところで、通級による指導の着実な展開というようなこと、それから特別支援学校の分教室との連携を強化していくという方向性については、私は大変これはよいのではないかと、推進していきたい内容だなと考えています。

その中で、今後、高校の中での特別支援教育をさらに広げていくと考えたときに、通級を設置している高等学校、それから分教室が併設されている高等学校については、職員の研修、知識や支援方法などを学んでいくということと同時に、やはり高等学校の中での校内体制をより充実していったって、特別支援教育コーディネーターの方や担任担当者等が組織的に特別支援教育と関わっていくというようなことが、今後、やはり必要となっていくと思います。

それを周辺の学校にもだんだんと広げていける取組になっていけばと考えると、今回のこの方向性の中に、ぜひ高等学校における校内体制を整備していくとか検討していくということは入れていったほうがいいのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

樋口座長

恐らく、こういったことを話すのが高校における特別支援教育の在り方検討ワーキングチームなのではないかと私は理解していたのですけれども、また反映させていっていただきたいと思います。

永松委員

質問いいですか。

樋口座長

はい。永松委員。

永松委員

私が不勉強で申し訳ないのですけれども、特別支援学校分教室というのは、センター的機能を有するところかに書いてありましたか。

樋口座長

事務局、いかがでしょう。

事務局

もう一度お願いします。

永松委員

この10ページの文章の中で、「双方の教育資源や教員の専門性を生かした」ということで、先ほど松嶋先生からの御意見で、せっかくここに通級と並べて書いてあるのですけれども、特別支援学校の専門性を生かせるような仕組みとして、分教室もセンター的機能を有していて、例えば、放課後に生徒さんが相談とか対応できるような位置づけになっているのかどうか。

すみません。私が知らなくて。

事務局

そういう機能を有するべきだとは思いますが、実際そのように相談支援ができていくかというところ、まだ確実にできている状況にはないと思います。

永松委員

ありがとうございます。もったいないなという気がするのですが、

樋口座長

せっかく場所があるならということだと思います。

では、すみません。また時間が来ておりますので、次は特別支援学校について御意見を伺いたいと思います。12 ページからです。

熊谷委員

16 ページの卒業後のところですが、取組の方向性の2番、「生徒が希望する進路を実現できる支援の充実」です。就労のところ企業というところが明記されているのですが、福祉事業所への進路ということも、もう少し具体的に書かれたほうがいいかなと思います。例えば、希望する進路を実現するために、在学中から障害福祉関係機関との支援会議などを行いながらネットワークづくりをして、丁寧な移行支援を行っていくなどです。

米倉委員

教育環境の改善について、かなり手厚く書いていただいているかなと思います。その中で、保護者や学校関係者、有識者等の意見反映という部分は記載されているのですが、当事者参加も重要な部分であると思います。児童生徒の意見反映についても記載をお願いします。

また、修繕や改修について記載があるものの、特別支援学校整備基本方針で示されていた市町村立特別支援学校の設立を推進といった部分が抜け落ちていると感じます。やはり現場にいて小規模分散、地域化ということが必要だと考えています。この点について、整備基本方針にもあるので、記載をお願いできればと思います。

次に、2の多様な教育的ニーズに対応する専門性について、ここでセルフチェックシートということも書かれているのですが、このシートで示されている項目はとても一面的であると感じます。

今回の基本方向の最初に盛り込んでいただいた障がい者権利条約や憲法など、私たちが前提として押さえておくべき内容、それから発達という視点で子どもの捉え方、大事な部分が欠けているんじゃないかと感じます。

専門性サポートチームの機能強化という部分にも特出しで書かれているのですが、ICT や応用行動分析など、限定的な専門性ですとか、画一的な指導、支援方法を押しつけるということがないようにしていただきたいと思います。やはり教員が主体的に学び、創意工夫ある教育実践を積み重ねられることこそ必要だと感じるので、そういった研修の機会や時間の確保が必要だと思います。

それから、教育内容に関わる部分ですが、教育基本法で定められている教育の目的は人格の完成だと思います。ここで、あくまで一つのツールであるはずの ICT ありきで学習を設定するということが既に現場でも起きています。それから、子どもの行動を大人が望む姿に変容させていくことだけに重きを置いた行動支援といった内容の研修が行われているのですが、そういった内容だけでは、私たちは人格の完成を目的とした教育とは言えないんじゃないかと思っています。

子どもたちは発達の主体であって、一人一人が尊重されるべき一人の主権者であると思います。子ど

もたちが豊かな人生を送ることができるように、学校現場では人権教育や性教育、また、余暇につながるようなスポーツ、文化的な活動など、取り組まなくてはならない内容がたくさんあると感じています。

今回の素案を通して最も課題だと感じているのは、教育の専門性という部分がすごく一部の分野に限定されている。それが強引に強力で押し進められようとしている点です。14 ページの目指す姿に、自立と社会参加に向けて必要な力と書いてありますが、やはりこういった部分に人格の完成を目的とした教育、人格の完成という言葉を加えていただければと思いますし、教員の専門性に関わる取組の方向性については、この内容ではちょっとまずいかなと思いますので、抜本的な修正をお願いしたいと思います。

大井委員

16 ページの「地域と連携したキャリア教育の充実」というところの(1)の二つ目のポツ、「障がいのある児童生徒が生涯にわたって地域とつながり、地域の中で自立と社会参加できるため」という文章ですが、「学校と地域が協働して児童生徒の支援を行うことができる」と書いてあるのですが、地域の中にいる私を感じるのは、このとおりにやっていたらいいなと思うのですが、実際、養護学校に通っている高等部を卒業する子どもたちと地域が具体的にどうやってつながっていくのかなというのが、この文章では全く見えないというか、やりたいとは思いますが、難しいと思います。

同じように、17 ページの(4)の1 番目のポツ、「地域において卒業後の豊かな生活につながる様々な活動に親しむ学習活動を推進します」と書いてあるのですが、やっぱりこれも分かりづらいというか。

地域の中の関係機関とあっさり一言でたくさん出てくるのですが、子どもの頃から関わっている関係機関が地域の中にはたくさんあって、養護学校に行っていると少し間が空いてしまって途絶えることもあったりするので、もうちょっと具体的になるといいなというか。教育支援計画とか、そういうことになってくるのでしょうか。もうちょっと学校から地域のほうに、地域がたくさんあって難しいのですが、地域から飛び込んでくれるわけではないので、うまくお互いに歩み寄る方法というか、具体的なことが見えるようなことがあるといいなと思います。

樋口座長

高等部になると広域から生徒さんが通ってきますので、地域と言っても学校の周りだけの地域ではないというところが難しさにもつながっているかと思います。

米倉委員

3 の卒業後の多様な自立という部分でお願いします。

ここに「生徒が希望する進路を実現できる支援の充実」と書かれていますが、養護学校高等部を卒業すると、一般企業か福祉就労の2 択を迫られるというのが実際だと思います。選択肢がそもそも限定されていると思います。

高等部卒業時に進学という選択肢ができて、希望する生徒がその願いを実現できるように支援をしていく、教育年限を延長して学びの場をしっかりと保障していくということが、やはりどうしても必要だなと感じています。

知的障がい特別支援学校への高等部専攻科設置など、福祉分野では進んでいると思うのですが、教育の分野でしっかりと学びの場を保障するというのを、具体的な方向性は書けないにしても、他県の状況を調査・研究するなど、何かしらの方法で記載をしていただければと思っています。

樋口座長

まだ時間はありますけれども、いかがでしょうか。特別支援学校の部分です。

では、ちょっと時間が空きましたので私からも一つ言わせてください。

生涯学習についてです。障がいのある方たちの生涯学習というと、スポーツ、芸術文化というところで、どうしても余暇活動としての様々な文化的な活動ということになりがちです。実際に学校にいる間だけでは様々な学びがまだ十分ではないという方たちのために、先ほど米倉委員が専攻科というお話をされましたけれども、実際には、社会の中にある様々な学びの場、教養教室と言いますか、例えばパソコンの使い方を扱うだとか、読書をするというような、そういった学びを継続できるような仕組みもあると思いますので、そのあたりも生涯学習、人生を豊かにする、あるいは社会適応をさらに図るという意味で書き加えておくとよいのではないかと考えています。

松嶋委員

教職員の専門性の向上という点に関わってであります。今までの話の中にも出てきたところではありますけれども、例えば、今年度、特別支援学校の中で ICT や行動支援、教育相談等に関わって、各分野でのリーダーの教員を各地域ブロックに配置していただいて、そのリーダーが各学校の先生方のニーズとか子どもたちの状況に応じて、寄り添った支援と言いますか、そういうようなことをしていただいています。

ちょうど半年たってきているところですが、やはり各学校の中で、子どもたち、先生方が必要としていることについて、少しずつではありますが、そこを一緒に歩みながら解決に向けて検討していただけているところでは大きな一歩を踏み出せているのではないかと私としては感じています。

その中で、その次のポツにもあるのですが、こういったことを切り口、きっかけにして、学校の中で、私たち教員同士が学び合うという場がより広がっていくことにもつながるし、研修の在り方だとか、どのように自分たちの研修を進めていくかということを考えるいいきっかけにもなっていくのではないかと思います。

そういう意味で、出かけていって行う研修というのも専門性向上にはもちろん不可欠ですが、このように学校の中で必要とする人材を生かしながら研修を進めていく、みんなで学んでいくという方向は、今後も進めていかれるといいのではないかと考えています。

樋口座長

それでは、次に進みます。最後に出しそびれた御意見等は伺えればと思います。

地域連携、就学相談に関わるところです。共生社会づくりに向けた地域における連携や教育支援の充実というところで、19 ページ以降になります。いかがでしょうか。

城田委員

先ほど、高校のところでもお伺いしようかなと思ったのですが、個別の支援計画、指導計画等が切れ目なくということは、ずっと小学校あるいは保育園からスタートして、つなげていくことを理想というふうにすることだと思います。

どんな配慮や支援をすることで、本人も共生を主体的に捉えて社会に出ていけるかというのが見えるものでありたいと思うわけですが、特に軽度な、あるいは通級を使うようなお子さん、特別支援学級のお子さん等においては、やっぱり自分でもこの作成に参画をするというか、自分はここが苦手だからこんな支援をもらえれば、あるいはクールダウンの場所が自分で見つけられればとか、そんなふうに自己理解を進めながら、低学年から厚い支援を打つことで、やっぱり理想としては徐々に小さな障壁にしていければいいなど。特に、高校段階、就労を目指すような位置において、そうやっていけるといいの

ではないかなと感じています。

障がいの受容みたいなところも関わってくるので、本当に千差万別だとは思いますがけれども、中学生あたりだったら、もう自分の支援計画と一緒に考えるという力はあるのではないかなということから、ぜひ、切れ目なく続いていく、本人もそこに加わりながら行けるという社会づくりがよいのかなと思っています。

樋口座長

ありがとうございました。

個別の教育支援計画への当事者、本人の参画ということだと思います。

片山委員

設置者である市町村への支援ということについてお話ししたいと思います。例えば、20 ページに就学相談、教育支援の機能強化というようなことで取り上げられています。多くの子どもたちが市町村で教育について、学びの場について、就学先を決定していくわけですから、市町村の関係者の方々の御苦労も大変あると思います。長野県は市町村が大変細かくて、大きな市もあればそうではないところもあるわけで、市町村への支援もぜひ必要ではないかなと思います。

就学相談にかかわらず、例えば、5 ページの市町村を越えて通級をする場合のこととか、6 ページには市町村が任用している支援員を効果的に生かすというようなこと。それから7 ページには医ケアについての支援、それからいろいろところで副学籍についても触られています。市町村が全てのことを適正にやっていくのは結構大変だなと正直言って思います。

例えば、副学籍についてはたくさんの市町村が取り組んでいますが、非常に取組方法もばらばらだし、現場では、今までの交流の活動を豊かにしたいという願いを持っていますが、市町村として、条例のようなもの、規則のようなもの、あるいは、どのような予算的な裏づけが必要なのかとか、非常にばらばらとした中で苦しんでいる状態もあると思います。

ぜひ、市町村同士を、横を結んでいただくような情報交換の場とか効果的なデータベースとか、そういうものがあるといいかなと感じています。市町村同士の連携とか市町村への御支援について検討していただけるとありがたいなと思います。

樋口座長

すみません。市町村についてかなりの具体的なお話が出ましたので、片桐委員、今のことについて考えておられることがありましたらお願いします。

片桐委員

中川村は非常に小さい村ですが、小さいから逆にできることもあると思っています。よく青木村の杓掛教育長も言うのですが、市町村ができることがもっとあるんじゃないかということは正直思っているところがあります。ただ、県の立場でのこうした推進計画と、市町村がさらにできるだろうと思うところを県ができるだろうと発信するというのもちょっと違うと思いますので、そういったところはしっかりと市町村の立場で発信していかなければいけないと思います。

例えば今の副学籍のことであるとか連携ということについては、上伊那の場合は、特に教育長会の連携をしっかりとやっけて、副学籍の内容や書類について8市町村で共通したものに整えていくとか、そういうことを上伊那の特別支援学校とも連携しながら市町村で協力し合っけて横の連携を取っけてやっけていくという現状もあります。市町村の立場でもっと頑張りましようというところは、こちらでもしっ

かり発信をしていきたいと思ひます。

一つだけ、そういった点で見ると、22 ページの(2)の「地域とのつながりの中で障がいのあるなしにかかわらず」というところの例えば2番目のポツなども、「特別支援学校と小・・高等学校との学校間の『交流及び共同学習』を推進します」というところは、今は副学籍の取組を通じた交流及び共同学習というところがあると思ひのですが、特別支援教育課だけが担当していくということではなくて、ほかの課、市町村との連携ということもあると思ひますので、ほかの課も加えていただくような形はあつていいかなと思ひます。

樋口座長

ありがとうございました。突然指名してしまつて申し訳ありませんでした。

松嶋委員

先ほどの片山委員の話と関連するところではあるのですが、適正な就学であるとか、その子一人一人に合つた学びの場を考えていくというのは、小・中学校の支援のところでも出てきたところですが、この中でキーパーソンの一人として挙げられるのが、各教育事務所にいる特別支援教育推進員の方ではないかと考えています。

やはり市町村を、市町村教委で校内体制というようなところを適切に支援していくことができるようにしていく、間接的な支援になる部分もあるかもしれないのですが、今後、特別支援教育推進員の方の取組というものは整理され、強化されていく必要があるのではないかと考えています。

通級の問題、特別支援学級の充実、その他を考えたときに、小・中学校の校内体制、校内支援委員会等をどう機能させていくか、その機能の充実というようなところでも、例えば、管理職へどのように研修をしていくかというようなことも話題になりましたが、特別支援教育推進員のような立場の方が、市町村教委に働きかけながらですが、学校に寄り添つて柔軟に動けるようなことも、今までもあると思ひのですが、引き続き行つていけるといいのではないかと考えています。

大井委員

私も市町村にいるわけですが、結局、個別の教育支援計画とかうまく活用されていないのですけれども、でも、具体的に考えると、これは誰がつくつて、どこに保管してあつて、誰が持っているのかということが多分誰も分からない。

小さい町だからこそできるのですが、坂城町では情報の一元化といつて、保健センター、乳児健診からの義務教育までの子どもたちのデータは、本当に簡単なことだけでもデータが一元化されています。実際にはそうなつてこないと、その子に必要な情報はなかなか引き出すことができないのです。

やっぱりそのステージのときに頑張つて支えても、次のところに切れ目なく引き継ぐということは、実際にはとても地味な作業というか、地域の支援センターとか、保健センターとか、社協とか、そういう一人一人の力によるものだったりもするのですけれども、でも、それではいけないので、市町村レベルでいけば、データ化しないまでも、やっぱりどこかに行くと、特別支援にニーズのある子たちだけだとしてもそういうものを整えていかないと、実際に切れ目のない支援が引き継がれることは難しいのではないかと感じます。

樋口座長

県のほうでも、個別の指導計画、個別の教育支援計画の様式を全県で統一していきましようという動きがあると聞いておりますけれども、実際に、それを誰がどこに保管していつて、どのようにつなげる

のかということについては、個人情報であるという点、それから保護者の方の様々な思いも含めて考えていかなければならないというところで、一気にじゃあこうしますということもなかなか難しいのかなと思います。

ほかの点で、そろそろ時間も終わりに迫っておりますので、全体を通してどこからでも御意見をいただければと思います。

つきましては、せっかくおいでいただいておりますので市川委員、どこからでも結構ですので、この先の第3次の長野県特別支援教育推進計画について願っていらっしゃるがありましたら、お聞かせいただけたらありがたいと思います。いかがでしょうか。

市川委員

保護者としては、やっぱり全ての子どもたちにしっかりと学び、そして親が安心できる教育の場というものをしっかりしていただきたいなというのがあります。

あとは、特別支援学校においてといいますか、いろいろな子たちがいる、そして成長過程も一人一人様々なので、教育環境が一番大事になってくるのではないかなとずっと思っています。なので、そこを本当に重点にしてほしいという願いが一番あります。

あとは、障がいがある子が特に学校を卒業した後、とても親が不安になって仕事を辞めてしまったりとか、いろいろな環境変化をしなければいけないということがあるという現実をしっかり知っていただきたいなと思います。簡単ではございますが、お願いします。

樋口座長

また突然振ってしまって申し訳ありませんでした。実際に、卒業後にも様々な困難が続いていく。本人のライフステージが変わるということと、親御さんもライフステージが変わって行って、環境が大きく変わっていくということについても、確か私も以前、親御さんの健康を大切にさせていただく、親御さんの健康を守っていく仕組みも必要なんじゃないかという意見を出させていただいたかと思います。どうもありがとうございました。

全体を通していかがでしょうか。

永松委員

全体に御説明を受けたり御意見を聞いた中で、ちょっと感じたところを1点。基本方向のところ、最初の1ページの部分ですけれども、これは基本的に、もうかなり長期的な視点に立ってインクルーシブを進めるぞという論調でずっと統一されているかと思います。ただし、実際に具体的レベルで展開しようと思うと、かなりの制度の手直しであったり資源の再配分であったり、長期的にはやっぱりそういうことが必要だろうというのが、ここを読んでの感想です。

一方で、2ページ以降の内容を見ると、やっぱりこれは令和5年からの中期的な展望に立っての施策というか方向性が示されていますので、長期的な方向性と、中期的な具体的な提案の、ここをどう埋めるかというところが一つ気にかかっていたところです。

個人的な意見ですけれども、今の国際的な情勢、日本に対する特別支援教育批判も含めて、そういう状況、あるいは国の今の大臣の答弁にあったような方向性を考えるとなかなか難しいところですが、長期的にはこういう動きを我々はイメージしながらも、中期的には、今、実際に学んでいる子どもたち、あるいは近い将来学んでいく子どもたちの教育の充実を図るんだという、その辺の中期と長期の説明的な我々のスタンスを、この基本方向案のところの数行でも結構なので、最後のところに入れていただくと、長野県が共生社会を進めるんだというところにしっかりと軸足を置きながらも、今ある制度の

中でどう教育の充実を図るかというところで今回提案しているというところが、多少なりとも見えるかなと感じました。

ほかにも幾つか方法はあるのかもしれませんが、私を感じたところはそんなところですよ。

熊谷委員

今、市川さんのお話もありましたけれども、今までも何回も話はさせていただいていますが、放課後等デイサービスを利用しているお子さんも増加しており、福祉との連携の必要性はかなり大きくなってきているんじゃないかと思います。卒業後も、福祉事業所を利用するお子さんも多い中で、在学中から、また卒業後を見据えて、福祉へのつなぎや連携を、もう少し项目的に入れていただければと、この素案を見て思いました。

事務局

今日欠席の委員から御意見をいただいているので御紹介させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

本日、欠席されている湯原委員と関委員から御意見をいただいておりますので、紹介させていただきます。最初に湯原委員からです。

私の立場から2点御意見させていただきますということで一つ目です。養護学校ではない高校を進路に選択された場合の支援体制について、地域の養護学校の巡回校になっているところはまだよいと感じていますが、高校卒業を目標にしている通信制の高校を選ぶ発達障がいをお持ちの学生さんは、企業実習等の機会が養護学校に比べると皆無に近い状況で、経験の少なさから高校3年生の秋になっても就労への意識が低い方が多く見受けられます。この課題については、地域の就業・生活支援センターや基幹相談センターなどと早めの連携を取りながら進めていかれるように等、対策が必要なのではと考えています。

二つ目ですが、企業との接点について、私が所属しております長野県中小企業家同友会では、養護学校の進路の先生方との間に、「共に育つ学習会」など10年以上にわたり共催させていただいております。ここ2年ほど、会社企業1社は1人の障がい者に関わる運動というものを進めており、徐々に賛同してくれる会員企業が増えてきております。この運動は、雇用という形に限定せず、実習や見学の受入れ、障がい者就労施設への業務発注や商品購入、イベントへの協賛、施設のお祭りへの参加など、どんな形でもいいので関心を持ってもらう企業を増やす取組です。ですので、コロナの問題もありますが、養護学校のお祭りなどにも、地域の企業にお声がけいただき観覧に来てもらうなどの機会を増やしていただくこともぜひ検討いただきたいです。

地道な取組かと思いますが、関心を持っていただける企業をしっかりと増やしていられる可能性はあると思います。

もう一人、関委員からです。

頂いた資料より、日常の診療の所感につき記載させていただきますということで、一つ目、小・中学校における特別支援教育の充実ということで、連続性のある多様な学びの場の整備ということで御意見をいただいております。

通級指導教室を利用している児童生徒さんは増加傾向にあるため、学年が上がってくると利用頻度が減少してしまう。また、学校行事の関係で、月に1～2回程度になり、予定どおりの利用ができないという話を外来でよくお聞きします。通級指導教室利用の場合、特別支援学級の併用ができず、日常の学びの場は通常級となるため、事業内容の理解が追いつかず、高学年になるほど学習面で困難を抱え、登校しぶりを呈するお子さんも外来でお見かけします。通級指導教室利用のお子さんが、日常の通常級で

も支援員の充足等の形で安心して学習支援が受けられるような配慮も御検討いただければと思います。通級指導利用のお子さんだけでなく、特別支援学級を利用されているお子さんの中には、通常級に行く、やはりかなり不安や緊張感を抱きますので、通常級でも安心できる環境の配慮が必要かと思います。また、通級指導教室自体の充実のためには、担当教員のさらなる充足が早急に必要と感じます。

もう一点、4番目の共生社会づくりに向けた地域における連携や教育支援の充実について御意見をいただいております。(1)医療・保健・福祉・労働・教育等の関係機関の協働による支援体制の強化のところ、実際、現場ではタイムリーな連携を望みますが、なかなかスムーズにいかない点多々あると思います。県の医療的ケア児等支援センターとの連携も活用しながら、実際は現場レベルでのタイムリーな連携の具体的構図が書かれればと思います。

また、保護者支援の必要なケースが増加しており、保護者支援についての体制も検討できるとありがたいと感じます。

5 その他

樋口座長

では、ちょうど定められた時間となってしまいましたので、今後の連携協議会の進め方について事務局より御説明をお願いします。

事務局

資料4、委員の皆様にはA3版の連携協議会のスケジュール(案)をお示ししましたので、そちらを御覧ください。

本日、たくさんいただいた貴重な御意見を基に事務局でまた整理をしたいと思っております。また、保護者や校長会等、関係団体の意見聴取もして、整理できたものを委員の皆様へ、今度は集まるのではなくて郵送で送付させていただいて御意見をいただきたいと思っております。

それを受けて、下のほうにありますように、教育委員会定例会に提案させていただき、その後、県民の皆様にも御意見をいただくということで、パブリックコメントを1か月ほど行う予定です。

そして、いただいた御意見で最終案をつくりまして、2月の末か3月の頭ぐらいに、もう一度この会を参集させていただきまして、最終案をお示ししていきたいと思っております。

最終的には、3月の教育委員会定例会で策定になっていきます。

樋口座長

ありがとうございました。

では、こちらは特に時間はありませんので、御意見がありましたら事務局に届けていただきたいと思います。

では、ありがとうございました。本日の御意見、関係者からの御意見、今後の教育委員会定例会やパブリックコメントの御意見を踏まえ、次回、来年を予定されているということで、協議会において次期特別支援教育推進計画案を御提案ください。

では、司会を事務局へお返しします。

6 閉会